

岡山市立図書館電算システム  
構築・運用保守等包括外部委託に係る  
落札者決定基準

令和6年5月

岡 山 市



この基準は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）に関して必要な事項を定めるものとし、落札者の決定方法、対象業務に係る技術的な事項に対する入札参加者による提案（以下「技術提案書」という。）の内容を評価するための項目（以下「評価項目」という。）及びその方法（以下「評価方法」という。）並びに入札金額に対する評価の方法に関する事項を定めるものとする。

## 1. 落札者の決定方法

- (1) 技術評価委員会により技術提案評価を行うものとする。最終的な評価（「無効」含む）については、全技術評価委員の平均点（小数点以下四捨五入）をもって評価とする。
- (2) 技術提案書の評価項目（技術提案記載項目及び機能要件項目）を評価した結果、ひとつでも「0点」となる評価項目がある場合（機能要件の任意分を除く）は、技術提案書全体を無効とする。
- (3) 評価項目ごとの評価点の合計（以下「技術提案評価点」という。）と入札金額から算出された評価点（以下「価格評価点」という。）の合計点を総合評価点とする。
- (4) 税抜き許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格から、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）以下で入札した者を、総合評価点が高い順に順位を付し、第1順位の入札書を提出した者を、入札参加資格確認対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (5) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）は、次に掲げる方法により確認対象者を決定する。
  - ①入札者それぞれの「技術提案評価点」及び「価格評価点」が異なる場合は、「技術提案評価点」が高い者を確認対象者とする。
  - ②入札者それぞれの「技術提案評価点」及び「価格評価点」が同じ場合は、「入札金額」が低い者を確認対象者とする。
  - ③入札者それぞれの「技術提案評価点」、「価格評価点」及び「入札金額」が同じ場合は、くじ引きにより確認対象者を決定する。
- (6) 確認対象者となった者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」（様式6）及び添付書類を提出し、対象業務の入札参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を受けなければならない。
- (7) 参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認められたときは、総合評価点の順位が次順位の者を確認対象者として参加資格の確認を行う。
- (8) 参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者を、落札者として決定するものとする。

## 2. 総合評価点の配分

総合評価点の配分は以下のとおりとする。

- ① 技術提案評価点 900点
- ② 価格評価点 300点

### 3. 技術提案評価点

#### (1) 技術提案評価点の内訳

技術提案評価点（900点）は、「技術提案記載項目一覧表」（資料3）の評価項目の提案内容に対する評価点（以下「技術提案評価点(技術提案記載項目分)」という。）（600点）と「機能要件回答シート」（様式2）の各機能実現のための回答内容に対する評価点（以下「技術提案評価点（機能要件分）」という。）（300点）の合計とする。

#### (2) 技術提案評価点(技術提案記載項目分)に係る評価項目及び評価方法

本評価項目については、「技術提案記載項目一覧表」のとおりとし、評価方法は評価項目ごとに下記「評価区分」で評価を行うものとする。

評価した結果、ひとつでも「要件を満たしていない。」評価項目がある場合は、技術提案書全体を無効とする。

##### ①評価区分と評価点

各評価項目の提案内容に対する評価区分と評価点は以下のとおりとする。

評価区分	評価点 (配点 10点)	評価点 (配点 30点)
本市の期待を著しく上回る提案である。	10	30
本市の期待を上回る提案である。	8	24
本市の期待するレベルの提案である。	6	18
本市の期待を下回る提案である。	4	12
本市の期待を著しく下回る提案である。	2	6
要件を満たしていない。 → 無効	0	0

##### ②技術提案評価点（技術提案記載項目分）の算出

- ・記載項目ごとの評価点の合計を技術提案評価点（技術提案記載項目分）とする。

#### (3) 技術提案評価点（機能要件分）に係る評価項目及び評価方法

本評価項目は、「岡山市立図書館電算システム機能仕様書」の機能要件とし、評価方法は機能要件ごとに下記「評価区分」で評価を行うものとする。

①評価区分と評価点

- 機能要件の回答内容に対する評価区分と評価点は以下のとおりとする。
- 機能要件はいずれも業務執行上必要なものであるため、評価した結果、評価点がひとつでも「0点」（機能要件回答シートの対応区分欄に「対応不可」と回答した場合を含む。ただし、機能要件の任意分は除く。）の場合は、技術提案書全体を無効とする。

回答区分	回答内容	評価区分	評価点
必須項目	①パッケージ標準で対応が可能	要求仕様を満たしており、本市の期待するレベル又はそれ以上である。	10点
		要求仕様を概ね満たしているが、記述内容（運用方法等の前提条件や制約事項等を含む。）が本市の期待を下回る提案である。	5点
		要求仕様を満たしていない。	0点（無効）
	②カスタマイズで対応が可能	カスタマイズの内容が要求仕様を満たしている。	6点
		カスタマイズにより要求仕様を概ね満たしているが、記述内容（運用方法等の前提条件や制約事項等を含む。）が本市の期待を下回る提案である。	3点
		カスタマイズの内容が要求仕様を満たしていない。	0点（無効）
	③代替案で対応が可能	代替案が要求仕様を満たしている又はそれ以上である。	3点
		代替案が要求仕様を概ね満たしているが、記述内容（運用方法等の前提条件や制約事項等を含む。）が本市の期待を下回る提案である。	2点
		代替案が要求仕様を満たしていない。	0点（無効）

回答区分	回答内容	評価区分	評価点	
			任意(特)	任意
任意項目	①パッケージ標準で対応が可能	要求仕様を満たしており、本市の期待するレベル又はそれ以上である。	10点	4点
		要求仕様を概ね満たしているが、記述内容（運用方法等の前提条件や制約事項等を含む。）が本市の期待を下回る提案である。	5点	2点
		要求仕様を満たしていない。	0点	
	②カスタマイズで対応が可能	カスタマイズの内容が要求仕様を満たしている。	6点	3点
		カスタマイズにより要求仕様を概ね満たしているが、記述内容（運用方法等の前提条件や制約事項等を含む。）が本市の期待を下回る提案である。	3点	2点
		カスタマイズの内容が要求仕様を満たしていない。	0点	
	③代替案で対応が可能	代替案が要求仕様を満たしている又はそれ以上である。	3点	2点
		代替案が要求仕様を概ね満たしているが、記述内容（運用方法等の前提条件や制約事項等を含む。）が本市の期待を下回る提案である。	2点	1点
		代替案が要求仕様を満たしていない。	0点	

(注1) 運用方法等の前提条件や制限事項等が本市の認識と一致しているかどうかを含めて評価するので、全ての項目について「内容・運用方法欄」に補足説明を必ず記入するものとする。

(注2) 補足説明の前提条件や制限事項等については、業務効率性・正確性・付帯効果（ペーパーレス等）を総合的に勘案して評価する。

#### ②技術提案評価点（機能要件分）の算出

・技術提案評価点（機能要件分）の算出方法は以下のとおりとする。（計算結果の小数点

以下を四捨五入する。)

**【算定式】**

$$\text{技術提案評価点 (機能要件分)} = 300 \text{ 点} \times (\text{各機能要件の評価点の和} \div \text{各機能要件の最高得点の和})$$

(例) 機能要件の評価点の和 : 6,000 点, 機能要件の最高点の和 : 7,638 点とする。  
(算定)  $300 \text{ 点} \times (6,000 \div 7,638) \doteq 235.7 \text{ 点} \rightarrow \text{四捨五入} \rightarrow 236 \text{ 点}$

#### 4. 価格評価点

- ・ 価格評価点の算定式は以下のとおりとする。(計算結果の小数点以下を四捨五入する。)
- ・ 入札金額が税抜き許容価格を超えた場合は失格とする。

**【算定式】**

$$\text{価格評価点} = \text{価格配分点 (300 点)} \times (1 - \text{入札金額} \div \text{税抜き許容価格})$$

#### 5. 総合評価点

総合評価点は、上記3で算出した技術提案評価点と上記4で算定した価格評価点の合計とする。

**【算定式】**

$$\text{総合評価点} = \text{技術提案評価点} + \text{価格評価点}$$